（経過措置）

2　平成二十九年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、平成二十九年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十七号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「二百八十三万円」を「二百八十五万円」に、「四百二十六万円」を「四百二十九万円」に改め、同条第二号中「百四十二万円」を「百四十三万円」に改める。

第二十七条第一項中「次の各号のいずれにも該当する」を「前年（一月から七月までに母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満である」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項第一号」を「前項」に改め、同条第三項中「受給資格者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用（入学料及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が二十万円を超えるときは、二十万円）」を「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による教育訓練給付金（次号において「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない受給資格者　当該受給資格者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用（入学料及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が二十万円を超えるときは、二十万円）

二　教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者　前号に定める額から雇用保険法第六十条の二第四項の規定により当該受給資格者が支給を受けることができる教育訓練給付金の額を差し引いた額

第二十九条第二項第一号中「二年」を「一年」に改める。

第三十一条の五第一号中「二百八十三万円」を「二百八十五万円」に、「四百二十六万円」を「四百二十九万円」に改め、同条第二号中「百四十二万円」を「百四十三万円」に改める。

第三十六条第一号中「二百八十三万円」を「二百八十五万円」に、「四百二十六万円」を「四百二十九万円」に改め、同条第二号中「百四十二万円」を「百四十三万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「新令」という。）第二十七条第一項及び第三項（これらの規定を新令第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に修了した新令第二十七条第一項（新令第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する教育訓練に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第三十一条の十において読み替えて準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金について適用し、施行日前に修了した当該教育訓練に係る当該母子家庭自立支援教育訓練給付金及び当該父子家庭自立支援教育訓練給付金については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十八号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項及び第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第一項第二号及び第四項から第六項まで、第三十九条第一項第二号及び第四項、第九十三条第三項並びに第百二十条第二項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「に掲げる額及び」を「及び」に改め、同項第一号中「。以下「算定政令」という。）第五条第六項」を「）第五条第七項」に改め、同条第二項中「に掲げる額及び」を「及び」に改める。

第二十九条の四の四第二項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

附則第一条の二中「法附則第十条第一項」を「高齢者医療確保法第七条第三項」に改める。